

重要伝統的建造物群保存地区に転入される方々へ

伝統的建造物群保存地区って何？



城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るために、市町村は調査を行った上で、住民の合意形成等に基づき**伝統的建造物群保存地区**（以下、伝建地区と/or）を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存活用計画を定めます。

国はこれら伝建地区の中から市町村の申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを**重要伝統的建造物群保存地区**（以下、重伝建地区と/or）に選定します。重伝建地区では、その保存の基本方針と具体的な保存整備の方針を定めた保存計画が策定されています。

加賀市にも重伝建地区はあるの？

令和6年8月15日現在、全国に重伝建地区は43道府県106市町村に129地区あります。

ここ加賀市にも**加賀橋立**（橋立町の一部）と**加賀東谷**（中山温泉荒谷町・今立町・大土町・杉水町の一部）の2地区が重伝建地区となっています。



■ 加賀市加賀橋立（船主集落/平成11.12.21選定）

江戸後期から明治中期にかけて繁栄した北前船の船主や船頭が居住した集落で、近世の地割を残すとともに、豪壮な家屋や特色ある石垣等、歴史的風致を今日によく伝えています。



■ 加賀市加賀東谷（山村集落/平成23.11.29選定）

近世から昭和前期にかけて炭焼きを主産業とした山間部の4集落からなり、加賀地方の農家の特徴を発展させた近代以降の伝統的建造物群が、石積み、石造物、樹木、旧道、水路、河川等の工作物や自然物と一緒にとなって独特的な歴史的風致を形成しています。



伝建地区制度にどんな利点があるの？

重伝建地区にはその優れた景観を守るために、保存・活用に関する工事に対し、保存計画に基づき、一定の修理基準があります。このため、所有者の負担が大きくなることから、補助制度や土地や建物に係る固定資産税などに優遇措置が設けられています。

これにより継続的な町並み整備が可能となると同時に、まちづくりに伝統的な景観を活用していくことができます。

（裏面に続きます）

重伝建地区内で工事等をする際はご注意ください！

重伝建地区内において、新築および既存建物の外観に関する工事、外構工事などを行う場合は、必ず現状変更の許可申請を市に提出し、許可基準に合致しているか審査を受ける必要があります。



■ 許可申請が必要な現状変更とは？

- ・建築物その他の工作物（以下、「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除去
- ・建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・土石類の採取
- ・上記のほか、重伝建地区の現状を変更する行為



■ どのような基準がありますか？

申請の許可条件として、住民全員が必ず守らなければならない「許可基準」があり、固有の伝統的景観を更に整えていくための「修景基準」、さらに、伝統的建造物の維持や、保存に関する「修理基準」があります。「修景基準」、「修理基準」は細部にわたり仕様が決められていますが、これらの工事に関しては補助金を受けることができます。

■ 補助制度一覧

事業の種類	補助率	限度額
伝統的建築物の外観修理	主屋	80%以内 1,000万円
	土蔵	80%以内 600万円
	その他付属屋	80%以内 400万円
伝統的工作物の修理	石垣等の保存	80%以内 300万円
環境物件復旧	樹木等の復旧	80%以内 200万円
一般建物の外観修景	主屋	60%以内 400万円
	土蔵	60%以内 250万円
	その他付属屋	60%以内 150万円

※ 「加賀市伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金交付要綱」に基づきます。

※ 補助率、限度額のどちらか低い額となります。

※ 補助制度利用をお考えの際は、事前に必ず以下窓口までお問い合わせください。

**工事をお考えの際や何かご不明な点がございまして
たら、以下までお気軽にお問い合わせください。**



加賀市教育委員会事務局 文化課
〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地
0761-72-7888 (直通)